

入札説明書（再度公告入札）

この入札説明書は、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（以下「法人」という。）が、桜ふれあいの郷の電力調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加を希望する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 桜ふれあいの郷の電力調達
予定使用電力量 1,429,000kWh
- (2) 履行場所 栃木県さくら市鍛冶ヶ澤 269-1
- (3) 契約期間 令和7年4月8日から
令和8年4月7日まで（1年間）

2 入札参加資格

本業務の競争入札に参加できる者は、入札参加資格確認申請の受付期限日において次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けている者を除く。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日制定）に基づく指名停止期間でない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 栃木県の競争入札参加資格者（大分類「P その他のサービス」小分類「6 その他」）の認定を受けている者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。
- (8) 小売電気事業者においては、落札決定後、供給期間の始期までに一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札参加資格確認申請に関する事項

- (1) 提出する書類等（以下「申請書等」という。）は、入札公告に示す入札参加資格確認申請の提出期間に入札担当部署へ持参又は郵送により提出すること。
- (2) 申請書等の作成説明会は行わない。

- (3) 申請書等の記載内容ヒアリングは行わない。
- (4) 入札参加資格の確認の結果は、入札公告に示す競争参加資格確認通知日までに書面により通知する。
- (5) 申請の受付期間に申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本業務の競争入札に参加することができない。

4 入札の日程等

- (1) 日時

令和7年2月7日（金）午前10時00分から

- (2) 場所

栃木県宇都宮市駒生町3337番地1 とちぎ健康の森1階 総合管理会議室

- (3) 開札

入札終了後即開札とする。

5 入札手続き等

- (1) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する基本料金単価及び使用電力量に対する電力量料金単価（夏季単価及びその他季単価）を根拠とし、法人が別途「電力調達業務設計書」において提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した月毎の電気料金の総額（新建屋分と旧建屋分の合計）を入札金額とすること。

※月毎の基本料金の算出に当たっては、予定力率100%による割引率15%を全期間適用することとし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含めないこと。

なお、落札決定に当たっては、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、それを切り捨てる。）をもって落札価格とするため、入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額（見積金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。

- (2) 提出書類

入札参加資格確認通知書の写し

- (3) 代理人

入札は、代理人をして行わせることができる。この場合は、当該代理人は、入札前に「委任状」を提出すること。

- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者が参加したとき

イ 入札者が同一の入札について、二以上の入札書を提出したとき

ウ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき

エ 入札書の記載事項が不明瞭で判読しないとき

オ その他入札に関する条件に違反したとき

- (5) 3の(4)の通知により入札参加資格の確認を受けた者であっても、指名停止措置を受ける等、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

(6) 入札執行回数

入札回数は、2回までとする。

(7) 落札者の決定

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

落札者に対し、「落札通知書」を交付することとする。

(8) 再度入札

ア 入札を2回行っても落札者がない場合は不調とする。ただし、最低入札価格と予定価格との差が僅差の場合は、最低入札者との随意契約に移行する場合がある。

イ その際は、見積書の提出を求める。(見積回数は、最大3回とする。)

(9) くじによる落札者の決定

ア 落札となるべき同価格入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじの方法は、最初に「落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじ」を引いた後、その結果により「落札者を決定するくじ」を引いて落札者を決定する。

(10) その他

ア 落札者は、積算内訳書の提出を要する。

イ 契約の方法は、基本料金及び電力量料金（夏季、その他季）の単価契約とし、契約の相手方と契約書を取り交わす。

ウ 契約単価は、小数点以下第2位まで算定すること。